別表第三（第十一条関係）

職員の在勤する地域	基準額
	円
北海道	1,131
青森県	1,090
岩手県	1,090
宮城県	1,098
秋田県	1,090
山形県	1,092
福島県	1,094
茨城県	1,136
栃木県	1,125
群馬県	1,120
埼玉県	1,196
千葉県	1,195
東京都	1,280
神奈川県	1,279
新潟県	1,108
富山県	1,119
石川県	1,113
福井県	1,112
山梨県	1,113
長野県	1,117
岐阜県	1,121
静岡県	1,154
愛知県	1,195
三重県	1,143
滋賀県	1,136
京都府	1,180
大阪府	1,231
兵庫県	1,172
奈良県	1,107
和歌山県	1,101
鳥取県	1,090
島根県	1,092
岡山県	1,104
広島県	1,141
山口県	1,101
徳島県	1,103
香川県	1,092
愛媛県	1,093
高知県	1,086
福岡県	1,114
佐賀県	1,095
長崎県	1,087
熊本県	1,092
大分県	1,096
宮崎県	1,085
鹿児島県	1,090
沖縄県	1,086

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―三四（以下「改正後の規則」という。）別表第一及び別表第二の規定は、令和八年四月一日から適用する。ただし、改正後の規則別表第三の規定（沖縄県の項の規定を除く。）は同年十二月一日から、同表沖縄県の項の規定は令和九年一月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年十一月十八日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―四〇―六六

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則

第一条　人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（勤勉手当の成績率）	（勤勉手当の成績率）
第十三条　定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ及びロ、第二号イ及びロ又は第三号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。	**第十三条**　定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ及びロ、第二号イ及びロ又は第三号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。
一　次号から第四号までに掲げる職員以外の職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合	一　次号から第四号までに掲げる職員以外の職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合
イ　直近の業績評価（基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。）の全体評語が「非常に優秀」の段階以上である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員　六月に支給する場合には百分の百二十五・二五以上百分の三百十八・七五以下（給与法第十九条の四第二項に規定する特定管理職員（以下この条及び次条において「特定管理職員」という。）にあつては、百分の百四十九・二五以上百分の三百七十八・七	イ　直近の業績評価（基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。）の全体評語が「非常に優秀」の段階以上である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員　百分の百二十五・二五以上百分の三百十八・七五以下（給与法第十九条の四第二項に規定する特定管理職員（以下この条及び次条において「特定管理職員」という。）にあつては、百分の百四十九・二五以上百分の三百七十八・七五以下）